

第2章 特殊な建築物に対する指導

2-1 岡崎市消防活動用空地等設置指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、4階以上（地階を除く。）又は高さ15メートル以上の建築物に対するはしご付消防自動車（以下「はしご車」という。）の進入路及び消防活動に必要な空地等の設置指導に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防活動用空地とは、災害発生時にはしご車が建築物に接近し活動する際、はしご車の性能を十分に発揮するために、専用に設けた空地をいう。
- (2) 取付道路とは、はしご車進入路及び消防活動用空地に接した車道をいう。
- (3) はしご車進入路とは、取付道路から消防活動用空地までのはしご車が進入できる通路をいう。

(消防活動用空地等)

第3条 消防活動用空地等については、次の各号に適合するものとする。

(1) はしご車進入路

ア はしご車進入路の幅員は、原則として4メートル以上とし、取付道路の幅員に応じ、別表1に掲げる幅員を確保すること。ただし、はしご車が有効に進入できるよう隅切りを別表2のとおり設ける場合はこの限りでない。

イ はしご車進入路の勾配は、12パーセント以下とすること。

ウ はしご車進入路の構造は、総重量25トンのはしご車が走行するに十分な強度を有すること。

エ はしご車進入路の上部に植樹、架空電線及びアーチ等、はしご車の通行に支障となる物件がないこと。ただし、やむを得ずアーチ等を設ける場合にあつては、その直下の地盤面から有効で4メートル以上の高さを確保すること。

(2) 消防活動用空地

ア 消防活動用空地の形状は、原則として幅6メートル以上、長さ12メートル以上とし、別図1「消防活動用空地の設置基本図」に基づいて建築物との間隔を保有すること。

イ 消防活動用空地を取付道路に接して設置する場合は、別図2に示すようにはしご車が進入可能な隅切りを設けること。

ウ 消防活動用空地は、消防隊進入口又は非常用進入口を有する外壁に面して設置することとし、共同住宅にあつては、原則としてバルコニー側に設置すること。

エ 消防活動用空地及びその周辺上空には、はしご車の伸てい、その他活動上支

障となる物件がないこと。

オ 消防活動用空地の縦、横断勾配は5パーセント以下とする。

カ 消防活動用空地の構造は、はしご車活動時のジャッキ荷重（1.005N/mm²）に耐える構造とすること。

なお、アスファルトコンクリート又はセメントコンクリート以外のもので施工しようとするときは、これらと同等以上の強度を確認することができる設計計算書、構造等により協議し設置すること。

キ 消防活動用空地の地下には、原則として水槽、埋設配管等の工作物を設けないこと。ただし、やむを得ず水槽等を設ける場合にあっては、はしご車活動時のジャッキ荷重（1.005N/mm²）に耐える構造とすること。

（規制標識）

第4条 当該建築物の住民等に対し、消防活動用空地が災害時にはしご車が活動する場所であることを認識させるため、消防活動用空地には別図3「消防活動用空地の規制標識詳細図」に示す規制標識を設置すること。

2 消防活動用空地が敷地等の関係から、前条第2号に適合するよう空地が確保できない場合で、はしご車以外の消防自動車活動できる空地を設置するときは、当該規制標識を設けず、次条に規定する規制標示のみ設置すればよいものとする。

（規制標示）

第5条 消防活動用空地には、前条による標識のほか、別図4-1～3に示す「消防活動用空地の規制標示配置図1」又は別図5に示す「消防活動用空地の規制標示配置図2」による規制標示を設置すること。

（消防活動用空地等の維持管理）

第6条 建築物の関係者は、消防活動用空地等を常に良好に維持・管理すること。

（緩和規定）

第7条 第1条に規定する建築物のうち、次のいずれかに該当するものは第3条第2号による消防活動用空地を設けないことができる。

- (1) 二方向避難が確保されているもの。（避難器具を用いて二方向避難を確保する場合は、4階以上の避難器具を上下操作式（ハッチの開口部は700mm角以上）としたもの）
- (2) 公道に面し道路境界線から建築物までの間隔が7メートル以内のもので、道路及びその周辺上空には、はしご車の伸ていその他活動上支障となる物件がないもの。

附 則

この要綱は、平成24年8月16日から運用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から運用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から運用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から運用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から運用する。

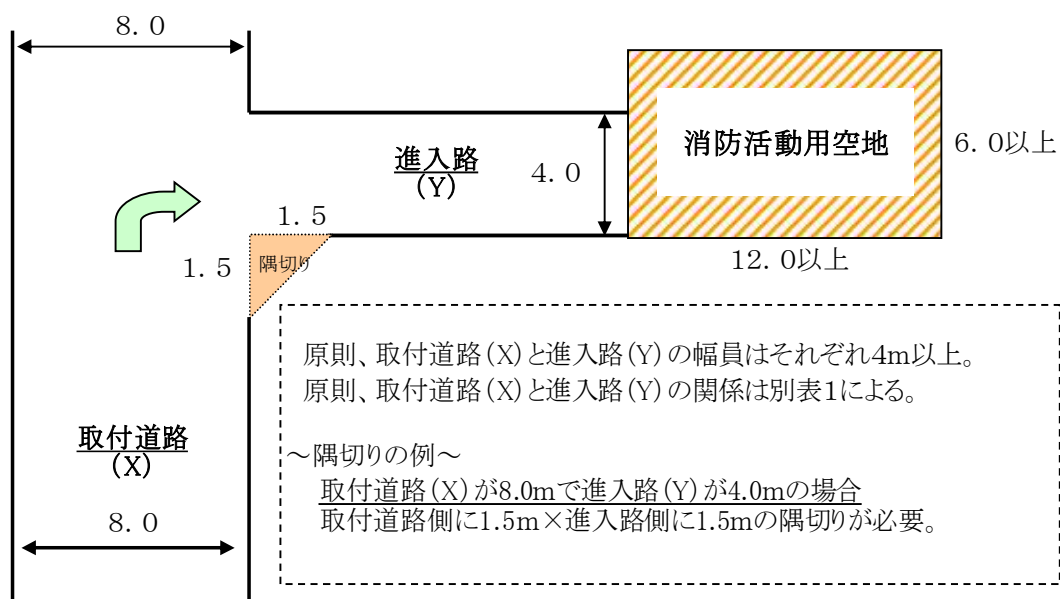
別表1 はしご車進入路の幅員と取付道路の幅員との関係 (単位：m)

取付道路幅員 X	4	5	6	7	8	9	10
進入路幅員 Y	10	9	8	7	6	5	4

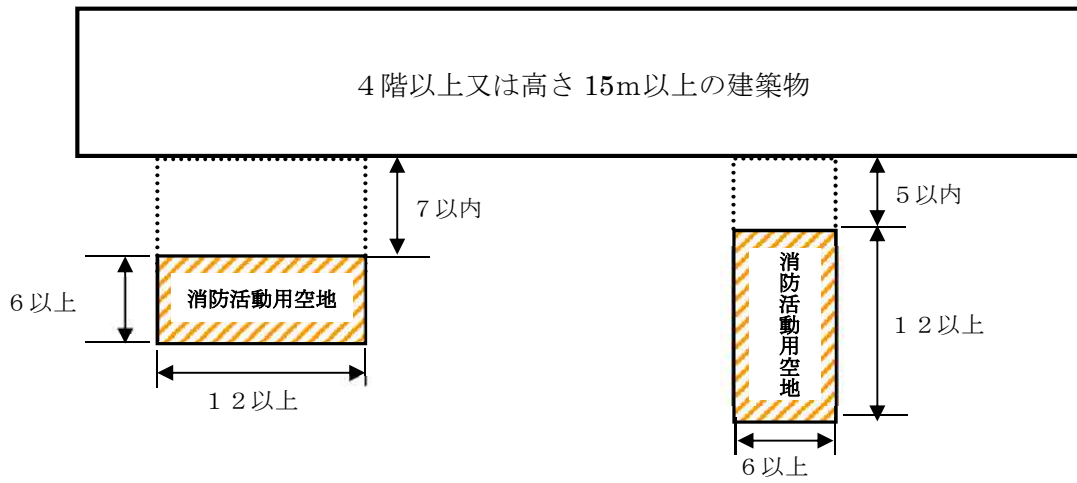
別表2 隅切り一覧表 (単位：m)

X取付 Y進入	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0
4.0	-	-	-	-	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0
5.0	-	-	-	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0	
6.0	-	-	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0		
7.0	-	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0			
8.0	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0				
9.0	1.0 ×1.0					

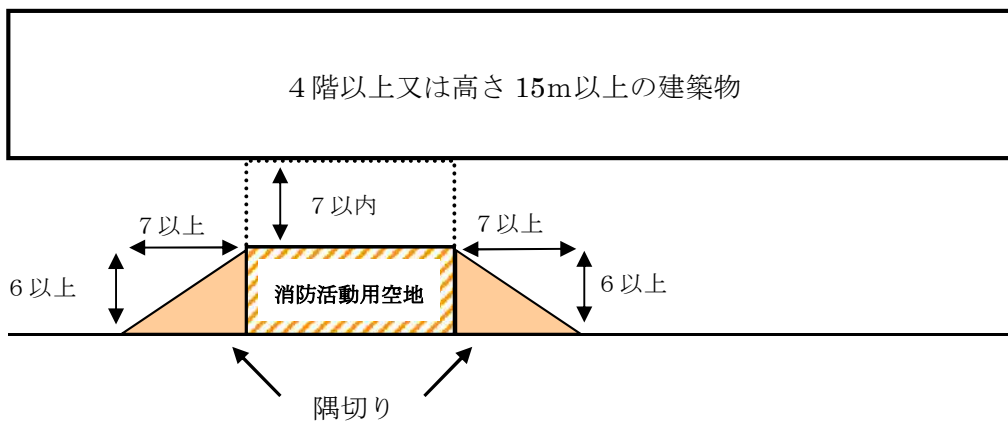
参考 (単位：m)



別図1 消防活動用空地の設置基本図 (単位：m)

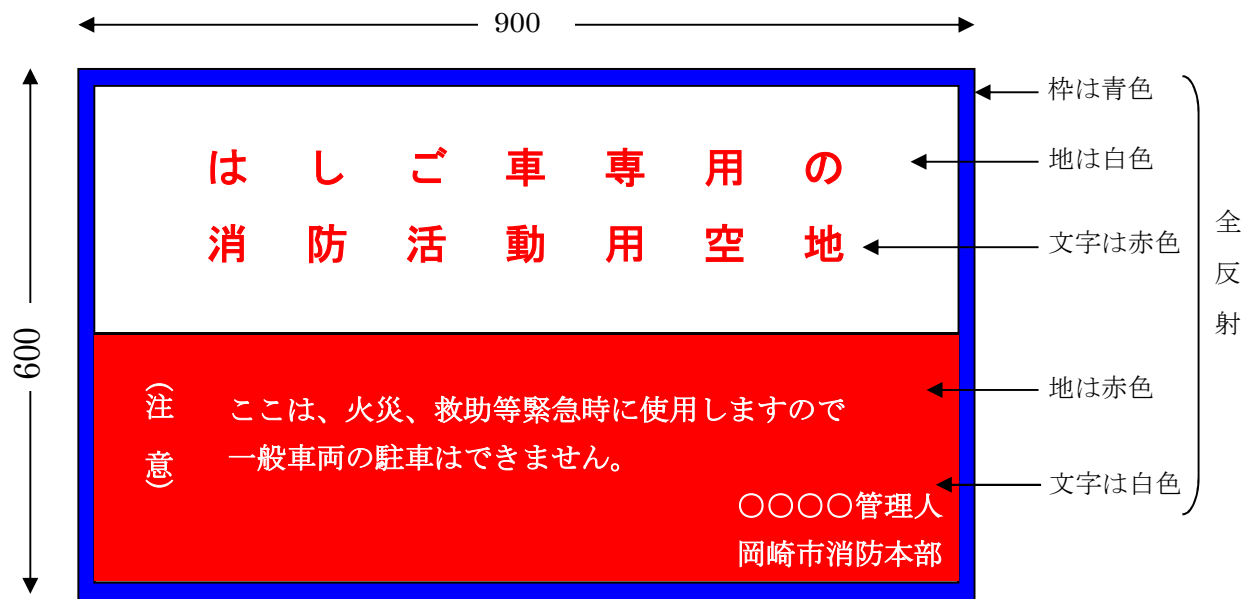


別図2 はしご車の進入に必要な隅切りの設置図 (単位：m)

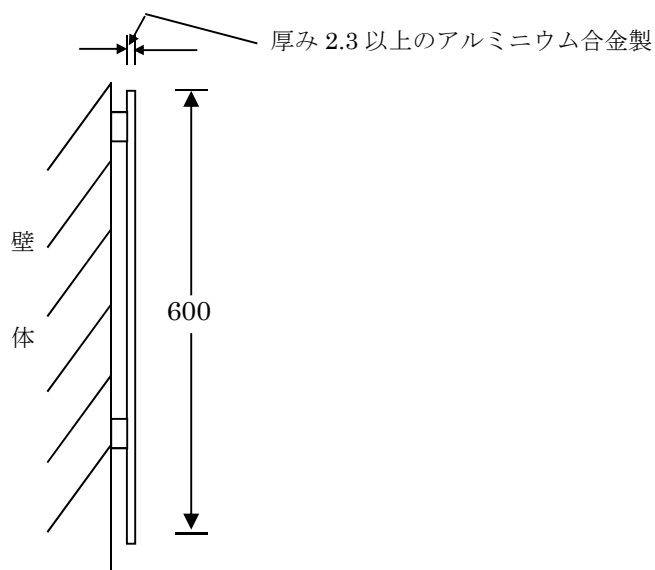


別図3 消防活動用空地の規制標識詳細図 (単位：mm)

1 標識板

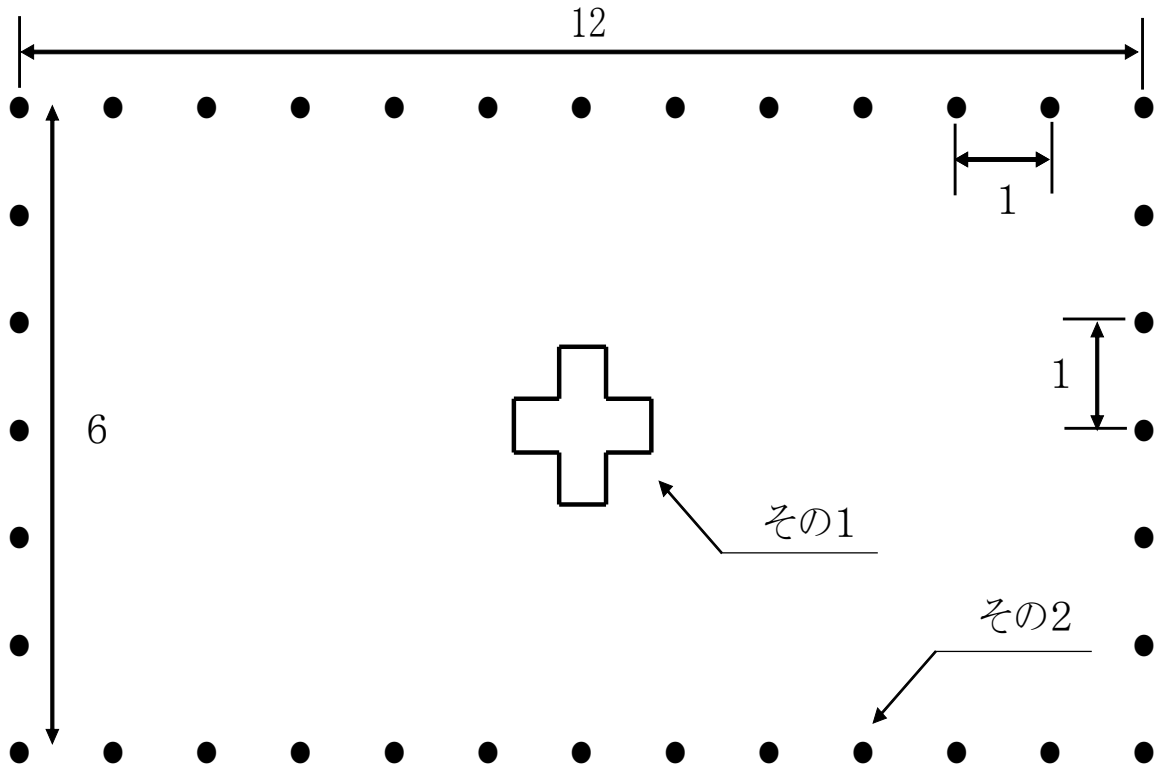


2 壁体取付型



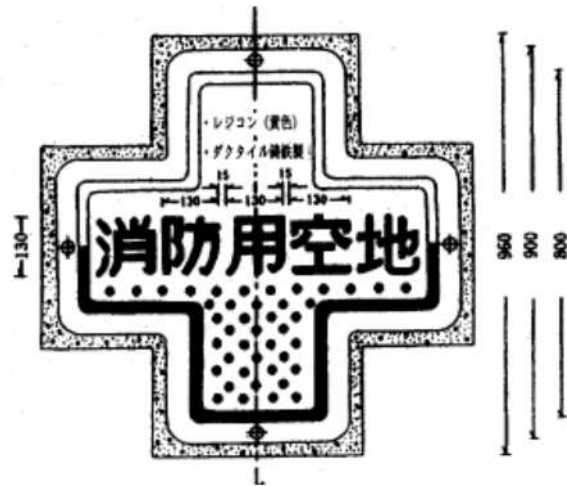
3 支柱取付型 (支柱2本による取付、詳細図省略)

別図 4 - 1 消防活動用空地の規制標示配置図 1 (単位 : m)



別図 4 - 2 消防活動用空地の規制標示詳細図 (その 1) (単位 : mm)

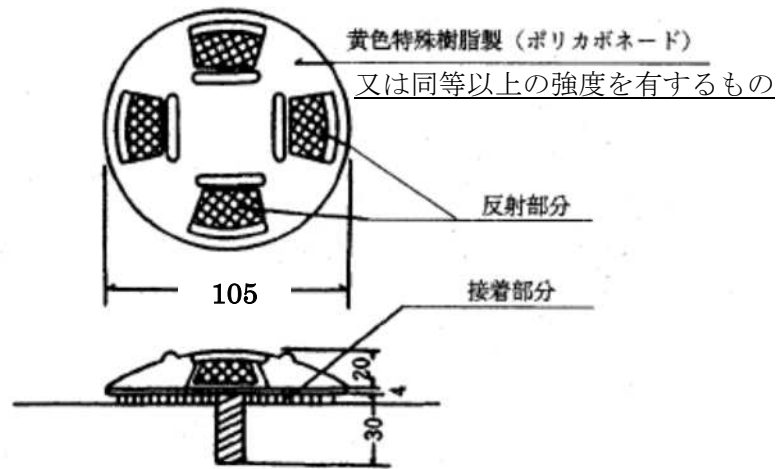
1 組立平面図



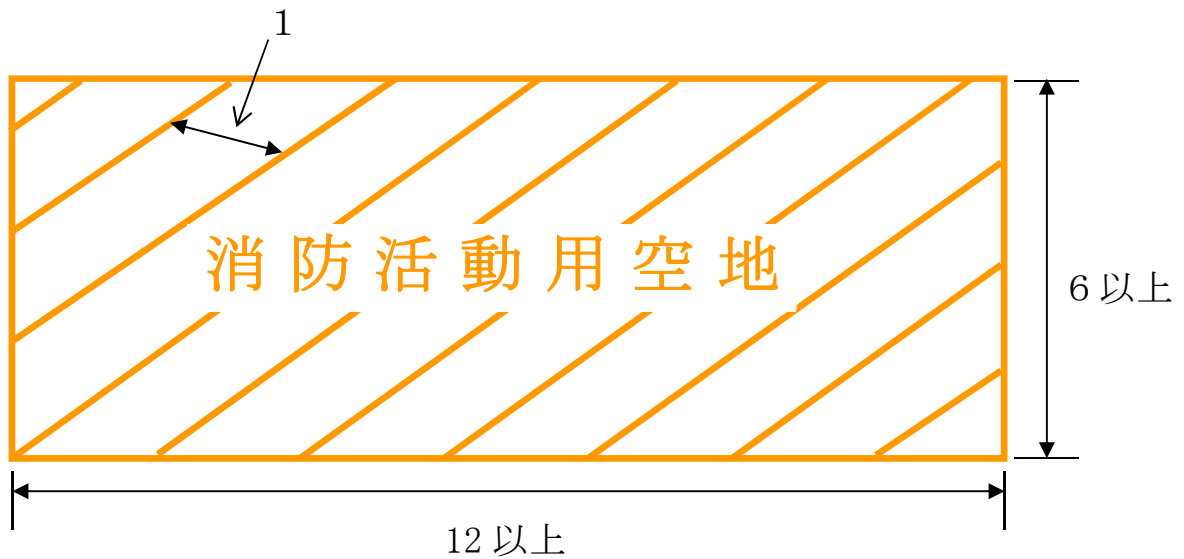
2 組立断面図



別図4-3 消防活動用空地の規制標示詳細図 (その2) (単位: mm)



別図5 消防活動用空地の規制標示配置図2 (単位: m)



- ※1 黄色でペイントする。
- ※2 線の幅は10cmとする。
- ※3 はしご車が進入する方向から文字が読めるようにする。